



加盟店様の事例、他業界の取組み、商品の使用感等アイデアの「種 (SEEDS)」となる情報を毎月中頃に配信！



# 8月



## 匿名加工情報 ~個人情報保護法10年ぶりの改正~

個人情報保護法が10年ぶりに改正され、2017年5月30日に全面施行となりました。今回の改正のうち目玉の1つとされているのが、個人の行動・状況等に関するデータの利活用促進のための『匿名加工情報』です。今回は、個人情報保護に関する話をご紹介します。なお、フリーキャンパスでは個人情報の匿名加工をすでに実施しております。

### <匿名加工情報とは？>

近年、インターネット・スマートフォン・SNSなどの急速な普及に伴って、ビッグデータ(後述)を収集・分析しやすい環境が整いつつあり、企業がそのデータを利活用することが重要視されています。これまでは、ビッグデータの中でも個人の行動などに関するデータに関しては個人情報保護法のようなルールが適用されず問題視されることもあり、利活用が阻害されていました。しかし今回の改正で利活用を推進するために創設されたのが『匿名加工情報』です。『匿名加工情報』とは、**特定の個人を識別しないよう加工し、かつ個人情報を復元できないように加工した情報**のことを言います。そのように加工した情報は個人情報に当たらず、**本人の同意を得ずに第三者へ提供可能**になり、**個人情報取得時の目的以外の業務に利用することが出来る**ようになりました。大量の個人に関する情報を分析することで、人々の行動・嗜好などが細かく分析できるため、新たな製品・サービスの開発に役立てることができると期待されています。



### <ビッグデータとは？>

『データ量が多い』『データの種類が多い』『データの変化する頻度が多い』という特性のために取り扱うことが困難であったデータと、それを扱うためのシステムのことを『ビッグデータ』と呼びます。例として下図のようなデータが挙げられます。



(出典) 情報通信審議会 ICT 基本戦略ボード「ビッグデータの活用に関するアドホックグループ」資料

### <匿名加工情報を作成する事業者の義務等>

匿名加工情報を作成したり、ビジネスで利活用する事業者は次の義務を順守しなければなりません。

- (1) 匿名加工情報を作成するときは、**適正な加工**をおこなわなければならない
- (2) 匿名加工情報を作成したときは、加工方法等の情報の**安全管理措置**を講じなければならない
- (3) 匿名加工情報を作成したときは、**当該情報に含まれる情報の項目を公表**しなければならない
- (4) 匿名加工情報を第三者提供するときは、**提供する情報の項目及び提供方法について公表**するとともに提供先に**当該情報が匿名加工情報である旨を明示**しなければならない
- (5) 匿名加工情報を自ら利用するときは、元の個人情報に係る**本人を識別する目的で他の情報と照合**することを行ってはならない
- (6) 匿名加工情報を作成したときは、匿名加工情報の適正な取り扱いを確保するため、**安全管理措置、苦情の処理などの措置を自主的に講じて、その内容を公表**するよう努めなければならない

### <フリーキャンパスの個人情報保護の取り組み>

システムの不具合や数字をチェックするためなどの理由でSEEDSのデータを確認させて頂くケースがあります。弊社はプライバシーマークを取得しており、規定に則って個人情報保護に努めておりますが、ベネッセの個人情報流出事件をきっかけとして、データそのものを匿名化する加工機能を開発し、テストを繰り返してまいりました。**2016年から、SEEDSのデータを確認する場合は原則、匿名加工を施した状態で行うルールになっておりますので、ご安心下さい。**

個人情報の部分は、特定の個人を識別出来ないよう加工しています。復元することも出来ません。